

令和6年度後期技能検定（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条第1号の規定により、次のとおり令和6年度後期技能検定を実施します。

令和6年9月2日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 実施する等級別検定職種

次の表に掲げるとおりとする。

等級	検定職種	学科試験のうち、受検者が選択する科目	実技試験のうち、受検者が選択する科目
特級	機械加工		
	非接触除去加工		
	仕上げ		
	機械検査		
	電子機器組立て		
	電気機器組立て		
	半導体製品製造		
	自動販売機調整		
	光学機器製造		
	空気圧装置組立て		
	建設機械整備		
	婦人子供服製造		
	プラスチック成形		
1級 及び 2級	鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
	金属ばね製造	線ばね製造法及び薄板ばね製造法	線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業
	ロープ加工		
	機械検査		
	シーケンス制御		
	半導体製品製造	集積回路チップ製造法及び集積回路組立て法	集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業
	空気圧装置組立て		
	農業機械整備		
	冷凍空気調和機器施工		

	婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
	和裁		
	プラスチック成形	—	射出成形作業
	菓子製造	和菓子製造法	和菓子製造作業
	みそ製造		
	建築大工		
	かわらぶき		
	配管	建築配管施工法及びプラント配管施工法	建築配管作業及びプラント配管作業
	型枠施工		
	鉄筋施工		鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業
	コンクリート圧送施工		
	防水施工	アスファルト防水施工法、合成ゴム系シート防水施工法、塩化ビニル系シート防水施工法及び改質アスファルトシートトーチ工法防水施工法	アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
	樹脂接着剤注入施工		
	カーテンウォール施工		
	ガラス施工		
	機械・プラント製図	機械製図法	機械製図CAD作業
	塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業
	広告美術仕上げ	広告板粘着シート仕上げ法	広告面粘着シート仕上げ作業
	舞台機構調整		
3級	機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
	機械検査		
	電子機器組立て		
	シーケンス制御		
	冷凍空気調和機器施工		
	和裁		
	プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業

	建築大工		
	配管	建築配管施工法	建築配管作業
	機械・プラント製図		機械製図CAD作業
単一 等級	バルコニー施工		

2 試験の方法

実技試験及び学科試験によって行う。ただし、1級及び2級のプラスチック成形職種射出成形作業は実技試験のみ実施する。

3 技能検定の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

特級、1級、2級、3級及び単一等級の手数料は、18,200円とする。

ただし、次の(ア)から(エ)までに該当する者の手数料は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 実技試験の3級を受けようとする者（在職中の者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。）に限る。）であって当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において23歳に達していないもの（ウ）に該当する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る手数料は、9,200円とする。

(イ) 実技試験の3級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう。）に係る手数料は、12,100円とする。

(ウ) 前号に規定する在校生であって、当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において二十三歳に達していないもの（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る手数料は、7,600円とする。

(エ) 実技試験の3級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において23歳に達していないもの（ア）及び前号に該当する者並びに

出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)に係る手数料は、13,700円とする。

(オ) 実技試験を受けようとする在校生((イ)に規定する在校生をいう。)(当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において23歳に達していない者に限り、(ア)及び(ウ)に該当する者並びに出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)の当該試験に係る手数料は、(ア)から(エ)までの規定にかかわらず、2級の試験を受けようとする者にあつては9,200円と、3級の試験を受けようとする者にあつては3,100円とする。

イ 実施期日

令和6年12月5日(木)から令和7年2月16日(日)までの間で大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

ウ 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ令和6年11月28日(木)に、大分県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料

手数料は、3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次の表に掲げるとおりとする。

ただし、「1 実施する等級別検定職種」の表において、選択科目を掲げるものにあつては、当該選択科目に係る学科試験に限る。

検定職種	実施期日
<1級及び2級> 鍛造、機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管、型枠施工及びガラス施工 <3級> シーケンス制御及び配管	令和7年1月26日(日)
<特級> 機械加工、非接触除去加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、光学機器製造、空	令和7年2月2日(日)

<p>気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形</p> <p>< 1 級及び 2 級 ></p> <p>農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、みそ製造、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図及び印章彫刻</p> <p>< 3 級 ></p> <p>冷凍空気調和機器施工、和裁及び機械・プラント製図</p> <p>< 単一等級 ></p> <p>バルコニー施工</p>	
<p>< 1 級及び 2 級 ></p> <p>舞台機構調整</p>	<p>令和 7 年 2 月 5 日（水）</p>
<p>< 1 級及び 2 級 ></p> <p>金属ばね製造、ロープ加工、半導体製品製造、空気圧装置組立て、プラスチック成形、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装及び広告美術仕上げ</p> <p>< 3 級 ></p> <p>機械加工、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形及び建築大工</p>	<p>令和 7 年 2 月 9 日（日）</p>

ウ 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

4 受検申請の手続き

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

大分市大字下宗方字古川 1 0 3 5 番地 1 大分県職業能力開発協会

（電話 0 9 7 - 5 4 2 - 3 6 5 1）

(3) 受付期間

令和 6 年 1 0 月 7 日（月）から同月 1 8 日（金）まで。ただし、郵送による申請は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

- ア 申請書の用紙及び受検案内は、大分県職業能力開発協会で交付する。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、申請書を受け付けた後は、申請を取り消し、又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、令和7年3月14日（金）に大分県のホームページに登載し、本人宛て書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会が、令和7年3月14日（金）に本人宛て書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

ア 技能検定合格証書

特級、1級及び単一等級の合格者には厚生労働大臣から、2級及び3級の合格者には、大分県知事から交付する。

イ 技能士章

特級の合格者には特級技能士章、1級の合格者には1級技能士章、単一等級の合格者には単一等級技能士章、2級の合格者には2級技能士章、3級の合格者には3級技能士章が、それぞれ厚生労働大臣から交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、大分県商工観光労働部産業人材政策課又は大分県職業能力開発協会に問い合わせること。